

2022年度 弁理士 論文式試験 解答速報会

答案構成
意匠

0 001312 215717

ML21571

答案構成

問題 I 設問(1)について

- 1 意匠の定義：2条1項
- 2 意匠同士が類似するとは：物品と形状等が類似すること
- 3 類型：3パターン
 - ① 「物品」同一、「形状等」類似
 - ② 「物品」類似、「形状等」同一
 - ③ 「物品」類似、「形状等」類似

問題 I 設問(2)について

- 1 需要者：24条2項
 - 2 24条2項の趣旨：
 - ・最高裁判例 → 意匠の類似とは一般需要者から見た美感の類否
 - ・裁判例や実務の一部 → 当業者の視点から評価を行うものも
 - 最高裁判例と異なる判断手法をとるものが混在し、意匠の類否判断が不明瞭
 - 意匠の類否判断は統一性をもって判断されることが望ましい
- ∴ 意匠の類否判断について明確化するために、24条2項

問題 I 設問(3)について

1. 登録意匠イに係る無効理由の有無
 - (1) 結論：無効理由を有しない
 - (2) 理由：意匠の登録要件においては出願された意匠が先願の意匠などと類似しないことが求められているのみであって、出願された意匠の類似範囲は審査の対象とならないので、9条1項に該当しないから
2. 甲が意匠ハを業として実施することの可否
 - (1) 甲は、登録意匠イに類似するハを実施できる (23条)
 - (2) イとハは抵触関係、先願優位の原則、26条2項で調整
 - (3) 結論：後願権利者甲は、意匠ハを業として実施できない (26条2項)

問題Ⅱ設問(1)について

1. 事前検討

- ・甲は、意匠イを検討時の 60 日前に自己ウェブサイトで公開
∴ イについて意匠登録出願 → 3 条 1 項 2 号で拒絶（17 条 1 号）
- ・そこで、甲は、新規性喪失の例外の制度の利用を考慮すべき（4 条 2 項）

2. 国内出願の場合

- ・公開日から 1 年以内に国内出願（4 条 2 項）
- ・当該規定の適用を受けたい旨を記載した書面を当該出願と同時に、証明書を当該出願の日から 30 日以内に、特許庁長官に提出（同条 3 項）

3. 国際出願の場合

- ・公開日から 1 年以内に国際出願（4 条 2 項）
- ・当該規定の適用を受けたい旨を記載した書面、及び、証明書を、国際公表があった日後経済産業省令で定める期間内に、特許庁長官に提出（60 条の 7 第 1 項）
- ・当該証明書を国際出願と同時に国際事務局に提出した場合
→ 当該証明書は、国際登録の日の特許庁長官に提出されたものとみなされる（同条 2 項）

問題Ⅱ設問(2)について

1. 国内出願の場合

- (1) 意匠公報発行により公表（20 条 3 項）
→ 秘密請求により先延ばし可能（14 条 1 項、20 条 4 項）
- (2) 甲が、出願と同時又は設定登録料の納付と同時に書面提出（14 条 2 項）

2. 国際出願の場合

- (1) 秘密請求不可（60 条の 6、60 条の 9）
∴ 国際出願は国際公表により公表（ジュネーブ 10 条(3)(a)） → 秘密にできない
- (2) 公表の延期の請求 → 国際公表が延期（ジュネーブ 5 条(5)、11 条(2)）
- (3) 出願時に公表の延期を請求（ジュネーブ 5 条(5)）